

浜情委第29号
令和6年2月14日

浜松市長 中野 祐介 様
(南行政センター)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条
第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和5年10月31日付け浜南振第188号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「住民票の写し交付請求書 令和5年6月1日～令和5年10月2日」の保有個人情報
部分開示決定に対する審査請求についての諮問 (諮問第275号)

1 委員会の結論

浜松市長が、住民票の写し交付請求書の一部について、特定の個人を識別できることを理由として、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和5年10月3日 審査請求人は、「住民票の写し交付請求書（令和5年6月1日～令和5年10月2日）」の保有個人情報開示請求をした。
- (2) 令和5年10月6日 浜松市長は、住民票の写し交付請求書の「窓口に来られた方」欄について、特定の個人を識別できるとして個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第33条第2項第1号に該当（のちに弁明書において、引用条文の誤りとし、法第78条第1項第2号に該当と訂正）することを理由に部分開示決定を行い、審査請求人に通知した（以下「本件処分」という。）。
- (3) 令和5年10月12日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和5年10月31日 審査庁は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、部分開示に関する部分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

処分庁は、部分開示の理由を証明交付請求者の利益を害するおそれがあるとして、部分開示決定処分をしている。

しかし、証明交付請求者の添付してある借用書は、審査請求人が記載したものではない。

審査請求人の利益を害するおそれがあるため、今後、証明交付請求者へ内容証明及び警告文を送付するつもりであるため、本件処分の部分開示に関する部分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

(3) 反論書での主張

期間内に反論書の提出はなかった。

4 処分庁の主張要旨

- (1) まず、不開示の理由として決定処分時に法第 33 条第 2 項第 1 号を適用したが、当該規定は、個人情報取扱事業者に対して、本人が開示を求める際に適用される条文であったため、これを訂正する。
- (2) 本件案件は、法第 76 条に基づく開示請求権に基づき、行政機関等に保有個人情報の開示を求める請求である。よって、不開示の理由については、法第 33 条第 2 項第 1 号ではなく、法第 78 条第 1 項の各号のいずれかに該当する必要がある。
- (3) あらためて、処分庁にて当該各号の適用を検討した結果、本件の不開示箇所である「窓口に来られた方」欄の記載事項はいずれも、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの。」というべき情報であり不開示の理由に該当することは明らかである。
- (4) 確かに、法第 78 条第 1 項第 2 号では、ただし書として「人の生命、健康、生活、財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、例外的に開示しなければならない。

当該規定を適用し得るか否かは、不開示により保護される利益と開示することにより得られる公益性とを比較衡量し、判断することが必要となる。
- (5) 当該住民票の請求は、住民基本台帳法第 12 条の 3 第 1 項の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」との規定に基づき請求されたものである。
- (6) 当該請求について浜松市は、期日が過ぎても未回収となっている債権を回収するための住所調査という申出理由を相当と認め、第三者に住民票の写しを交付したものであり、住民票の請求は法的に認められた権利を適正に行使したものと推定される。
- (7) 一方で、審査請求書からは、住民票の請求書に添付された借用書は、捏造されたものであり、自身には開示を受ける公益がある旨を主張していると推察される。

確かに、当該借用書が捏造され、架空の債権請求がなされたことにより、犯罪行為が行われたとすれば、それに対抗する手段を確保するために、請求者情報の開示を受けることは、一定の公益性が認められる。
- (8) しかし、現状においては、審査請求人の主張を裏付ける資料は提示できておらず、事実関係が確認できない以上、適法な手続で住民票の写しの交付を受けた個人の権利を無視してまで当該情報開示をする公益性は認められないと解するべきである。
- (9) よって、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの。」であることを理由に不開示としたことは妥当であ

り、棄却の裁決を求めるものである。

5 委員会の判断

(1) 本件に係る法令の規定について

ア 法第78条第1項第2号本文について

法第78条第1項第2号本文では、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと規定している。

イ 法第78条第1項第2号ただし書口について

法第78条第1項第2号ただし書口では、アに該当する情報であっても人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、開示しなければならない旨を規定している。

ウ 住民基本台帳法第12条の3第1項第1号

住民基本台帳法第12条の3第1項第1号では、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者について、住民票の写しで基礎証明事項のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、市長村長が当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができるものと規定している。

(2) 法第78条第1項第2号について

審査請求人は、法令上の根拠を明確にしていないが、審査請求の趣旨から、法第78条第1項第2号ただし書口の適用があるとの主張をしているものと推察されるため、その件について検討する。

ア 法第78条第1項第2号本文の適用について

法第78条第1項第2号本文では、開示請求者以外の特定の個人を識別するものについては不開示とする旨が規定されている。

不開示となった「窓口に来られた方」欄には、証明書交付請求者の氏名・生年月日・住所が記載されているが、これらはいずれも開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報である。

よって、法第78条第1項第2号本文の適用を受ける情報であることは間違いない。

イ 法第78条第1項第2号ただし書口の適用について

法第78条第1項第2号ただし書口が適用し得るかどうかについては、処分庁が主

張するとおり、不開示により保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量し、判断されるべきと解するのが妥当である。

審査請求人は、証明書交付請求者が第三者による住民票請求のために請求書に添付した借用書が捏造されたものであると主張している。

確かに審査請求人の主張が事実であれば、不当な方法により審査請求人の住民票が取得されており、財産が脅かされる可能性があるから、その保護のために、ただし書の適用を認め、開示請求者以外の個人情報を開示することも考えられる。

しかし、審査請求人は、捏造された旨を審査請求書上で主張するだけで、捏造された借用書であると判断するに足る資料を提出していないことから、その真偽を現時点で処分庁が判断することは困難である。

一方で、証明書交付請求者は、住民基本台帳法に則り、適法な手続を経て住民票の交付を受けているのであるから、この者の個人情報を保護しなくてもよい理由は見当たらず、現時点で両者の権利を比較衡量すれば、証明書交付請求者の権利を保護せざるを得ない。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年10月31日	諮問書を受理した。
11月13日	審査庁から弁明書を受理した。
12月11日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
12月25日	諮問の審査を行った。
令和6年2月6日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順